

2013年 6 月 吉日

殿

中小企業家同友会全国協議会

会 長 鋤 柄 修

〒102-0074 東京都千代田区九段南4-7-16 市ヶ谷KTビル3F

電話 03(5215)0877(代) FAX 03(5215)0878

URL <http://www.doyu.jp>

2014年度国の政策に対する 中小企業家の要望・提言

中同協の概要

- ・中小企業家同友会全国協議会〔略称・中同協〕は47都道府県にある中小企業家同友会の全国組織
- ・創立：1957年4月、日本中小企業家同友会（現東京中小企業家同友会）として東京で創立
- ・全国協議会設立：1969年11月
- ・会長：鋤柄 修（株エステム）
- ・会員数：4万3千名（企業経営者）
- ・会員企業規模：平均従業員数約30名、平均資本金1,500万円
- ・中小企業家同友会は経営者の自助努力による経営の安定・発展、経営者自身の成長、中小企業を取り巻く経営環境を改善することに努めています

中小企業家同友会の3つの目的

- ①同友会は、ひろく会員の経験と知識を交流して企業の自主的近代化と強靱な経営体質をつくることをめざします。
- ②同友会は、中小企業家が自主的な努力によって、相互に資質を高め、知識を吸収し、これからの経営者に要求される総合的な能力を身につけることをめざします。
- ③同友会は、他の中小企業団体とも提携して、中小企業をとりまく、社会・経済・政治的な環境を改善し、中小企業の経営を守り安定させ、日本経済の自主的・平和的な繁栄をめざします。

目次

はじめに

I、2013年度の要望・提言の実現事項と基本姿勢

1. 2013年度の要望・提言の実現事項 3
2. 中小企業家同友会の5つの基本姿勢・行動指針 4

II、2014年度国の政策に対する中小企業家の要望・提言

1. 中小企業憲章を国民に広げ根づかせ、その内容を実現すること 5
2. 中小企業が地域で新しい仕事をつくりだすための支援の抜本的強化 5
3. 東日本大震災からの復興を推進し、大震災の教訓を生かし地域密着で防災対策を進める 7
4. 円滑な資金供給と保証債務の有限責任化を 9
5. 景気回復を促し中小企業の成長、新規企業の育成に有効な税制を10
6. 公共事業の中小企業発注の拡充と公正な市場のルールを確立し、公正競争の促進を 16
7. 中小企業が活躍できる環境保全型・自然再生型の持続可能な社会システム構築18
8. 豊かな人間として育つための教育環境の重視20
9. 労働環境改善と障害者雇用・就労環境の拡充のために20
10. 清潔な政治・行政の確立と武力によらない国際貢献、アジアとの共存共栄24
11. 民法（債権法）改正について24
12. その他25

はじめに

私たち中小企業家同友会全国協議会〔略称・中同協〕は、1969年（昭和44年）設立以来、自助努力による経営の安定・発展と、中小企業をとりまく経営環境を是正することに努め、1973年（昭和48年）以降毎年、国の政策に対する要望・提言を、政府各機関とすべての政党および国会議員にお伝えし、懇談を積み重ねて参りました。

私たちは2003年以来、日本経済において地域に根ざした中小企業が果たしている役割を正当に評価し、従来型の補完的役割という政策比重の置き方を抜本的に転換させ、中小企業政策を産業政策の柱とする姿勢に転換する「中小企業憲章」の制定を提言してまいりました。そして、2010年6月に「中小企業憲章」が閣議決定されました。私たちはこの画期的な憲章の具体化と活用を期待します。

安倍首相の国会での所信表明演説で「『三本の矢』で、経済再生を推し進めます」との決意を表明し、アベノミクス効果ともいえる「円安」「株高」が生じましたが、これからが本番です。中小企業経営者は今後の厳しい予測を変えていません。

中小企業経営が強く望むことは、安全・安心の社会と国民の安定した消費購買力をつくり、国内市場の安定的拡大を図ることです。私たちは、この課題に震災復興と結びつけて取り組むことを望んでいます。

私たちは、自らの基本姿勢の確立に努め、中小企業家としての社会的責務を果たし、日本経済と中小企業が発展できる環境をつくるために以下のような経営環境を求め、行動するものです。

関係各位のご協力、ご支援を要望します。

I、2013年度の要望・提言の実現事項と基本姿勢

1. 2013年度の要望・提言の実現事項

(1) 中小企業憲章について

2010年、中小企業憲章が閣議決定された。ここでは、「創意工夫を凝らし、技術を磨き」「個性豊かな得意分野や多種多様な可能性を持つ」「企業家精神に溢れ」といった中小企業基本法の基本理念に沿った表現も見られるが、むしろ、「経済や暮らしを支え」「家族のみならず従業員を守る責任を果たす」「地域社会と住民生活に貢献し」「地域社会の安定をもたらす」といった中小企業の地域や生活における役割が強調されている。「地域と生活を支える中小企業」というこれまでとは異なる中小企業像の提起である。これは、中小企業政策の政策思想の変化といえる可能性を持つ。

2012年7月に閣議決定した「日本再生戦略」は、「日本再生の四大プロジェクトの優先実施」を掲げ、「グリーン」、「ライフ」、「農林漁業」、「担い手としての中小企業」をプロジェクトとして位置づけた。「中小企業憲章」と同時に閣議決定された「新成長戦略」に中小企業が全く位置づけられていなかったことに比べ、中小企業憲章の具体化につながる成果である。ここでは「ちいさな企業に光を当てた地域の核となる中小企業活力倍増プロジェクト」としている。民主党政権の最後によりやく四大プロジェクトの一つとして位置づけられている。

自民政権になってからも、中小企業基本法の「基本理念」に、小規模企業の意義として、「地域経済の安定と経済社会の発展に寄与」と規定を予定されている。中小企業憲章の「地域や生活を支える中小企業」像に近づき、中小企業政策の政策思想に変化が生じつつあり、注目される。

(2) 税制について

2009年から適用された「中小企業における経営の継続の円滑化に関する法律」に基づき認可が下りた企業について、生前における事業承継のための株の贈与、相続時の同族株の評価について評価減を認める納税猶予の制度が実施されている。しかし、2011年3月の調査では、法施行後2年半で事前確認は1899件、認定は相続税で286件、贈与税が96件と低調な状況になっている。中同協は、現実的な解決策を求めたが、ほぼ受け入れられた。ただし、2015年1月から施行する。

2013年1月発表の「平成25年度中小企業・小規模事業者関係税制改正結果」によれば、中小企業の事業承継の一層の円滑化を図るとして、制度の大幅な改善をする。「納税猶予の適用要件の見直し」として、①親族外承継を対象化、②役員退任要件を代表者退任要件に緩和、③雇用8割以上維持要件について、毎年ではなく5年間の平均で判定する、④納税猶予打ち切りリスクの緩和、⑤事前確認制度を廃止、⑥先代経営者の個人債務・葬式費用を株式以外の相続財産から控除する。特に④は、要件を満たせず納税猶予打ち切りの際は、納税猶予額に加え利子税の支払いが必要とされたが、利子税率を引き下げ（現行2.1%⇒0.9%）、承継5年超で、5年間の利子税を免除する。また、民事再生、会社更生、中小企業再生支援協議会での事業再生の際には、納税猶予額を再計算し、一部免除する。

また、中小企業（資本金1億円以下の法人）は支出する800万円以下の交際費を全額損金算入可能とすることも決まり、中小企業にとっては販促活動の強化につながる。

(3) 中小企業諸施策について

その他、中小企業施策でも多くの成果があった。通常の中企業対策費の予算額1,811億円に加え、

補正予算案が中小企業・小規模事業者対策として5,434億円付いた。資金繰り対策として2,893億円だが、2,541億円は中小企業費として使える。これは、かなりのボリュームといえる。

「中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業」（補正15億円、当初48億円）。これは、100万社以上の中小・小規模企業が、気軽に専門家や先輩経営者等からの高度で生きた知識・ノウハウの提供を受けられる、15万社の中小企業・小規模事業者等に対して、専門家の派遣を行う。「地域需要創出型等起業・創業促進補助金」（補正200億円）は、地域のニーズをとらえた新商品・新サービスを提供する女性や若者の起業・創業を支援する。対象件数は約8000件、補助率は創業事業費の2/3補助。「小規模事業者活性化補助金」（30億円）は、補助件数が約1400社、補助上限額200万円（補助率2/3）。

「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金」（補助1,007億円）は、補助件数が約10,000社、補助上限額1,000万円（補助率2/3）。「ものづくり中小企業連携支援事業」（119億円）。研究開発で「中小ものづくり高度化法」にもとづく計画認定を受けた共同体で委託上限額4,500万円。模倣品対策、試作・販路開拓は補助上限額2,000万円（補助率2/3）。「ものづくり小規模事業者等人材育成事業」（3.5億円）は、製造現場の中核人材を講習に派遣する制度で対象件数は約1,800社。

また、2012年6月22日に閣議決定された「平成24年度中小企業者に関する国等の契約の方針」では、前年度と比較すると「東日本大震災の被災地域等の中小企業者に対する配慮」の項で、「適切な予定価格の作成」が追加された。このように、中同協の要望・提言は貴重な成果を生み出している。

2. 中小企業家同友会の5つの基本姿勢・行動指針

私たちは、中小企業としてできる協力提案と基本姿勢について次のような認識に基づいて責任ある要望と政策提言を行います。

- a) 私たちは、厳しい経営環境の中でも企業の継続発展に全力を尽くし、雇用確保と魅力ある企業づくりに取り組みます。今後の景気後退の嵐を乗り切る経営指針・戦略と社内体制の構築に総力を傾けつつ、大学や金融機関等との連携、行政施策活用などを積極的に進め、企業を守り、新しい市場創造に挑戦します。
- b) 私たちは、経営指針の確立と全社実践に努力し、21世紀型企業（①お客様や地域社会の期待に応えられる存在価値のある企業、②労使の信頼関係が確立され、士気の高い企業）づくりをめざします。特に、企業活動の「血液」である金融を確保するためにも、経営指針を通じて金融機関の理解を深めながら、地域での金融機関との連携を強化します。
- c) 私たちは、企業活動を通じて納税者としての社会的責任を果たすとともに、税金の適正な使い方や行政のあり方にも関心を持ち、提言・行動します。とりわけ、公共投資を従来型公共事業から、生活基盤整備・社会福祉・環境保全・防災重視の生活整備型・自然再生型の公共投資へ抜本的に転換させることを求めます。
- d) 私たちは、企業の社会的責任を自覚し、環境保全型社会づくりに取り組みます。環境負荷の少ない企業活動を実践するとともに、エコロジーとエコノミーの統一による仕事づくりや地域づくりを行政・市民団体等と協力しながら挑戦します。
- e) 私たちは、経営者自らの教育を含めた21世紀の最も貴重な資源である人材育成と次世代を担う若者が働くことに誇りを持てる職場と社会の環境づくりに努めます。

以上の認識に基づいてここに政策要望・提言を提出する次第です。

Ⅱ、2014年度国の政策に対する中小企業家の要望・提言

1. 中小企業憲章を国民に広げ根づかせ、その内容を実現すること

(1) 政府が閣議決定した中小企業憲章を国民全体の認識とし、その内容を実現するために、次のことを要望する。

- ①中小企業憲章を国民の総意とするため、**国会決議**をめざす。
 - ②中小企業を軸とした経済政策の戦略立案等を進めるため、首相直属の**省庁横断的機能を発揮する会議体を設置**する。
 - ③中小企業庁の**中小企業省への昇格と中小企業担当大臣を設置**する。
 - ④毎年6月を「**中小企業憲章推進月間**」と位置づけ、中小企業憲章を普及するキャンペーンを行う。
- (2) 中小企業憲章の理念の実現と政策の具体化のために中小企業庁は次の方策を進めることを提案する。

- ①『**中小企業白書**』に、**中小企業憲章に関する章やその進捗状況に関する項目**を設ける。
- ②中小企業憲章の視点から2020年頃までを構想する『**中小企業ビジョン**』の**作成**に取り組み、憲章にある「少子高齢化、経済社会の停滞などにより、将来への不安が増している中、不安解消の鍵となる医療、福祉などの分野で、変革の担い手である中小企業が力を発揮することで我が国の新しい将来像が描けるとの、中小企業に対する新しい見方」を具体的に示す。
- ③中小企業基本法の「基本理念」に、小規模企業の存在意義として、「地域経済の安定と経済社会の発展に寄与」と規定される。これは、**中小企業憲章の「地域や生活を支える中小企業」の反映と考えられるが、中小企業基本法の本格的見直しは、中小企業憲章に基づく見直しを第一に進める。**

(3) 中小企業憲章を国民各層に広く周知するため次の方策を提案する。

- ①政府は、閣議決定した中小企業憲章に関して一般国民に対して説明し啓蒙する責務がある。首相として中小企業憲章を推進するメッセージを発信し、メディアを活用し、「政府広報」などで中小企業憲章の周知・広報のキャンペーンを展開する。
- ②すべての省庁や地方自治体への周知方に努めるとともに、公務員の研修・試験等でも中小企業憲章をテーマに取り入れることを促す。
- ③中小企業庁は、中小企業憲章をマンガ形式で解説した冊子を発行し、中小企業憲章にたいする理解を国民各層に広げる。たとえば、学校や大学での生徒・学生に副読本・教材として使える冊子を企画する。

2. 中小企業が地域で新しい仕事をつくりだすための支援の抜本的強化

(1) 「産業構造ビジョン2012」は、産業構造の転換として「八ヶ岳構造」への転換が謳われている。それも大事だが、我われとしては、小規模経営の産業に目を向けて、言うならば「**里山**」型の**産業構造を目指さし、活性化しなければならない**。中小企業の新たな仕事づくりのため、官民が協力して必要な市場・産業を生み出す「需要創出のための中小企業政策会議（仮称）」を広範な中小企業（団体）の参加で設置する。

(2) あらゆる政策手段を総動員して中小企業の地域での仕事づくり、新産業の育成を支援する。そのための十分な予算を確保すること。また、地域の大学や試験研究機関などを効果的に連携させ、

中小企業の開発・事業化に対応できる体制の構築とそれを担う産業人材育成を推進する。

(3) 中小企業の仕事づくりを自治体が推進できるよう次の支援策を提案する。

- ①自治体が地域資源を生かして地域の仕事づくりを進めるための「**仕事づくり**」**交付金（1000億円規模）を創設**する。たとえば「**トライアル発注制度**」（中小企業の新規性の高い優れた新商品の普及を応援するため、自治体が新商品を認定してPR等を行うとともに、一部を試験的に購入し評価する制度）を導入する地方自治体が交付金を活用し、新商品の販路開拓で困難をかかえる多くの中小企業を新製品購入や展示会出展等で支援できるようにする。
- ②自治体の大企業誘致に偏重した地域産業政策を改め、たとえば地域経済活性化のため地元中小企業を成長させる手法として、米国の地方自治体で実績を上げている「**エコノミックガーデニング政策**」（地域経済活性化のために地元の中小企業を成長させる新手法。地域内連携により中小企業が長生きして繁栄するようなビジネス環境を創出する）等を取り入れる自治体を支援する。また、自治体が地元中小企業の実態や得意分野・技術などを調査・把握し、海外も含めて積極的に販路開拓支援をする「**自治体セールス**」を実施する自治体を支援する。
- ③中小企業の仕事づくり・産業支援に地方自治体がどのような取り組みをしているか支援策の状況を取りまとめる。たとえば、中小企業庁が2009～2010年度に発行した「**地方公共団体における官公需施策事例**」のようなものがあれば、自治体の仕事づくり施策のヒントになる。
- ④指定管理者制度では、地元のニーズや事情に精通する地元中小企業やNPOの参入が十分配慮されるよう自治体への啓蒙・支援を進める。

(4) **海外展開・進出に取り組む中小企業を支援**するため次のことを要望する。

- ①国は中小企業の海外展開に力を入れているが、**日本貿易振興機構（ジェトロ）の人員と機能を強化・拡充**し、中小企業の海外展開支援を中心業務とした機関とする。
- ②海外展開・進出では、コミュニケーションの問題が大きく、マンパワーの限られる中小企業に対しての語学に強い人材の採用・育成での支援を企画する。たとえば、教育訓練助成制度を拡充し、企業業績の変動に関係なく、海外展開をめざす中小企業に対し、ビジネス英語や貿易実務等の大学・専門学校等の講座費用負担への助成を行う。
- ③**現地の法律・税制に通じた顧問弁護士事務所の紹介と業務提携支援**を行い、契約書をまとめたり、紛争解決するための代理人が安価に利用できる制度を構築する。現地企業の的確な信用情報が得られる態勢を整える。

(5) 生活基盤整備・環境保全・防災重視の「**地域密着型公共事業**」を推進し、中小企業の仕事づくりにつながる発注体制を構築する。特に、災害時の避難場所となっている学校施設の耐震補強工事を前倒しで全国一斉に実施する。

(6) 国は地域経済の抜本的な再構築を宣言し、地域の中小企業と住民の協力を得ながら総合的・地域産業政策を図るために自治体に対し、**中小企業振興基本条例又は地域産業振興条例を制定・改定し、中小企業を中心とした地域振興の基本理念の確立と支援体制・予算措置の強化**をはかることを促す。

(7) 地方自治体で拡大している**小規模業者登録制**をさらに普及し、**小規模工事を地域中小建設業者、官公需適格組合に随契発注して地域の仕事を増やす**。会計法で認められている組合随意契約、少額随意契約にとっても今回の大震災のように災害時の迅速な公共施設の復旧、ライフラインの復旧保全、事務の効率化に効果的である。その上地域の中小建設業、官公需適格組合の仕事確保、育成につながるため、随意契約制度の良さを積極的に活用する。

(8) 観光の価値を医療・介護予防の効果的な価値に引き上げることを通じて、観光振興を**ユニバー**

サルツーリズムの視点から再認識する。介護医療における「生きがい」「生きる希望」「健康」という旅行当事者の意欲を引き出し、新たな産業の育成をめざす。

- (9) 地域経済の発展、地域コミュニティづくりに大きな役割を果たしてきた商店街の多くが存亡の危機にさらされ地域の衰退が危惧されている。街づくりの主体者は商店街、中小企業、地域住民であることを明確にして、商店街における中小小売業の事業活動の機会を適正に確保することを基本ルールに据える。また、大規模小売店舗の立地規制についても強化の方向で再検討をする。
- (10) 大企業の事業所の突然な、あるいは、一方的な撤退・移転は地域経済に甚大な影響を与える。そうした工場移転、閉鎖などにあたっては、その計画段階から地元の自治体・地域代表者と協議するというルールを制度化する。また、10年以内に撤退・縮小した場合は、国や自治体が誘致のために負担した補助金など公共経費と事業所税・固定資産税などの減免措置相当分を返還するというルールを制度化する。

3. 東日本大震災からの復興を推進し、大震災の教訓を生かし地域密着で防災対策を進める

- (1) 東日本大震災からの復興は単なる復旧ではない。大震災の教訓を活かし、安全・安心の防災体制を築くとともに、防災型・地域再生型の社会資本整備と地域が自活できる地域分散型エネルギーシステムづくりが推進されなければならない。また、被災地の復興では、地域経済の自立的な復興を支援し、コミュニティの再生を含む住民の住まいと暮らしの再建を重視した「人間中心の復興」の理念が据えられ、新しい都市復興計画を地域中小企業を含む住民参加で策定し、すみやかに取り組む。
- (2) 自治体がすべての中小企業の現状と課題を把握し、的確な施策を実施するための基礎的なデータを整備する**悉皆調査（全事業所調査）を推進**する。調査に掛かる費用等については国は支援し、自治体職員が地域の実態を知る機会とするとともに、大学生・院生等を調査員として雇い、中小企業と地域に関心を持つ教育的機会とする。
- (3) **被災地における既存企業の業態革新、新分野展開、新産業、地域に必要な起業、雇用拡大のための制度をつくる**。調査などから雇用創出のヒントをつかむ。例えば**公営住宅等の低料金での提供とインキュベータ施設・店舗の提供などにより、若者の創業のリスクの低減をはかりながら定着を狙う「移住創業」を推進**する。
- (4) 政府・復興庁のまとめによると、2011年度からの繰り越し分を合わせた復興予算は約8兆円が確保されたが、岩手、宮城、福島の上三県など被災地向け予算の執行は全体の数字を下回る45.6%の約3兆2,000億円にとどまった。特に、被災者支援に関する事業費、住宅再建に関する補助金が33.3%の1,320億円しか執行されないなど、「生活」などに関連する分野に遅れが目立つ。この方面での予算執行に一層力を入れること。特に、「**子育てにやさしいまちづくり条例**」**制定など安心して子育てができる環境を整備（認可保育所定員数増・保育料低減、小児科医・産婦人科医数増等）し、対外的にアピール**する。
- (5) 復興商店街の客足が落ちてきている。行政は、平時における商店街活動とは明確に違いを認め、復興商店街のイベントなど宣伝・周知方に努める。
- (6) 被災地の二重ローン問題では、産業復興機構と㈱東日本大震災事業者再生支援機構の2つの機構が設けられたが、産業復興相談センターをワンストップ窓口として十分に機能させ、**両機構が被災事業者の既存債務をできるかぎり買い取るよう指示・指導**を強めること。また、対象事業者に対

する資金の貸付けはつなぎ融資に限定せず、金融機関と共同で融資するなど再建に必要な十分な新規融資を手当てできるものとする。

(7) 原子力事故による東京電力から支払を受ける**営業損害等に係る賠償金についてもすべて非課税とする。**

(8) 東日本大震災の大量の瓦礫処分では、地域のさまざまな事情を配慮しつつ、被災現地に瓦礫処理施設を建設し、選別作業を行い、金属、木くず、コンクリートなど**再生できる物は再生し、公共工事等の材料**とする。特に、能登震災のとき瓦礫の中の屋根瓦を暗渠排水工事に活用したことに鑑み、屋根瓦を利用し農地の塩害処理のための暗渠排水工事を行えば、瓦礫処理と農地の再生で一石二鳥の効果がある。

(9) 東日本大震災以降、日本列島は本格的な地震の活動期に入ったといわれ、首都圏直下型震災等は高い確率での発生が予想されている。中小企業が大災害に被災しても、企業の再開と事業継続が迅速にできるよう防災・事業継続支援体制を早急に確立するために次のことを提言する。

①東日本大震災では、津波などで被災事業者が事業所・工場の設備・施設だけでなく、企業の帳簿類や保有データなどすべてを失う事例が目立った。そのような被災企業の事業再開・再建は困難を極め、各種救済制度への応募・申請書類の作成でも多大な時間と労力を要した。したがって、**平時から企業情報・データを安全な場所へ自動的に保管できるシステム**を安価に提供する。たとえば、民間業者が行う同様のサービスに補助して、安価に利用できる制度を創る。

②中小企業の「防災マニュアル」や「事業継続計画（BCP）」の策定支援、防災訓練支援を強化する。また、専門家に相談できる制度を創設する。

③災害時に被災中小企業が迅速に事業再開できるように広域の中小企業間などで相互連携・融通できる協定を結ぶことを促進する施策を企画する。たとえば、製造業であれば、同業他社と「災害時相互委託加工契約」を結び、自社で製造できなくなった場合に契約先に委託し、品質を確認した上で取引先に納入できる体制を整備する。また、中古機械を相互に融通することも考えられる。この協定を結ぶためには、平時からの相互交流・連携が不可欠となる。

(10) 政府は、自治体に呼びかけ、地域の中小企業が参加する地域防災計画・防災協定の締結を促進する。

①地域で、たとえば学校区単位で防災訓練とは別に、地元中小企業も参加して、地域の事業所、工場、商店街、諸施設などの代表が参加する会合・会議を設け、地域の防災対策と被災した場合の対応を協議し、防災計画や非常時の対応、避難計画などを定めるよう自治体に促す。

②**地域の中小企業と防災協定**を結び、大災害時の避難場所・飲食料の確保や救助活動、啓開活動、がれき撤去などに迅速に対応できる体制を早急に構築する。また、中小事業所を地域の防災拠点とするため、飲食料の備蓄や自家発電設備の設置、備蓄倉庫の設置、津波避難ビル化などを個々の事業所又は団体と協定を結びながら、計画的に進める。

(11) 今後、大震災は継続的に発生する可能性のあるものと想定し、**東日本大震災で設置された諸機関や制度・システムの中で必要なものを継続させ、緊急即応態勢を築く。**

①**復興庁**は、「平成 32 年度末までに廃止する」とされているが、東日本大震災からの復興の業務に加え、米国の緊急事態管理庁（FEMA）にならい、**災害への緊急即応機能を発揮できる官庁として強化し常設化する。**

②二重ローン問題の解決のために設置した産業復興相談センターと産業復興機構、(株)東日本大震災事業者再生支援機構は一定の役割を果たした後、再編して今後発生する災害の被災事業者への対

応も含む常設の事業再開支援機関とする。

- (12) **耐震改修助成金の大幅な増額と耐震改修予算の大幅な拡大**を図る。特に、高齢者の居住が多い地域などでの改修が進まないことに鑑み、全面改修だけでなく、「一室耐震」や耐震ベットなど**簡易耐震・部分改修**に早急に取り組まれない。
- (13) 公共工事の発注政策を地域密着型に転換すること。
- ① **簗子トンネル事故など公共施設の老朽化対策**に財源、組織、人員を振り向け、社会資本の維持、改善・長寿命化に地域中小建設業を活用する。
 - ② **首都圏直下型への防災・耐震計画**をすすめる、公共施設の耐震化、避難路沿道建築物の耐震化、木造密集市街地の住宅耐震と延焼防止などの予算を増やし、執行にスピード化をはかる。
 - ③ 住宅の耐震化、省エネ改修、中古住宅の利用、木材利用、地域型住宅ブランド化など住宅の耐震性、快適性向上に補助金予算を増大させる。
- (14) 太陽光や太陽熱、風力、小水力、バイオマス等の再生可能エネルギーの産業化・事業化に取り組む中小企業を産学官と市民、金融の連携で支援する。また、年間のエネルギー消費量が概ねゼロになる「**ゼロ・エネルギー住宅**」の普及促進をはかり、中小企業の仕事づくりと省エネ技術の向上につなげる。国の住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金等は当分継続する。
- (15) 欧米やアジアの主要都市に比べて立ち遅れている**無電柱化**を加速し、安全で快適な都市空間の確保、災害防止、景観向上を進める。

4. 円滑な資金供給と保証債務の有限責任化を

- (1) 「中小企業金融円滑化法」が本年3月末をもって終了するに当たり、中小企業の現場からの切実な声として受けとめ、次の施策を執ることを要請する。

① **金融担当大臣談話（2012年11月1日付）の遵守を**

2012年11月1日に公表された金融担当大臣談話（※）に示された金融庁の方針を、引き続き遵守して金融機関の指導等に当る。また金融機関に対して、貸付条件の変更等の状況（申込、実行、謝絶、審査中、取り下げなどの件数）について、公表および行政への報告を義務づける。

※金融円滑化法終了後も、金融機関が貸付条件の変更や円滑な資金供給に努めるべきであることは何ら変わるものでないこと、貸付条件の変更等を行っても不良債権とならないための要件は恒久措置であり、円滑化法の期限到来後も不良債権の定義は変わらないということなどを示したものの。

② **企業再生のための特別保証制度の創設**

貸付条件の変更を行っている企業で、一定の支援があれば存続が可能な企業（営業利益を高める努力を続けている企業など）に対して、通常の保証限度額とは別枠で、長期の保証期間（10年程度）の特別保証制度を創設する。

③ **廃業清算制度の創設**

事業の継続あるいは再生が難しいと判断されたとき、過重な負債を重ねる前にスムーズな退出を可能にする廃業清算制度を創設する。その際、総資産をもってして負債を返済するのではなく、債務の一定割合を免除するとともに、第三者保証人がいる場合は、それを免責する。また、スムーズな撤退のための相談窓口を設置する。

④ **連鎖倒産防止共済の拡充・強化**

円滑化法の終了に伴い、円滑化法を利用していない企業にとっても連鎖倒産が起こるケースが増えることが懸念される。金融円滑化法利用企業の倒産による連鎖倒産を防止するため、連鎖倒産防止共済の拡充をはかる。例えば、特別期間を設け、その期間中に加入した企業は、掛金を一括で払うことができるようにする。あるいは、取引先の倒産発生後の特別加入を認めるなど。また、倒産防止共済制度では、共済の口座を設けている当該金融機関に延滞がある場合、共済貸付金と他の貸付が強制的に相殺されている。国として差押禁止条項を設けるなど制度の機能の保全につとめる。

- (2) 責任共有制度の対象除外となる小口零細企業保証制度の上限、1,250万円を2,000万円に引き上げる。さらに、保証限度額を大幅に増額する。
- (3) 信用補完制度は、本来の信用保証理念に基づき保証料率の引き下げなど中小企業ニーズに対応した施策の強化を進める。また、問題なく返済してきた借り手中小企業の**返済履歴（クレジット・ヒストリー）を尊重**し、保証協会付融資での保証審査の評価項目としたり、保証料率を引き下げるなど優遇措置を取る。返済履歴に「瑕疵」がある場合でも10年程度の経過とともに履歴から「瑕疵」を抹消する。さらに、保証協会に求償権の保証人として保証債務を負っている場合、事故後一定期間を経過したものは免責とするなど求償権の償却を進める。
- (4) 中小企業向け貸出のうち、保証協会による保証付き貸出の割合が増えているが、**信用補完制度を利用できる金融機関を本来の使命からしても中小企業とともに生きる地域金融機関に限る**ことを提案する。
- (5) 金融庁は、「経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行の確立」の趣旨をすべての金融機関に徹底する。また、経営者本人の個人保証では、連帯保証債務の発生を一定のコベナンツ（制限条項）違反の場合に限定する「停止条件付き個人保証」の活用を進める。
- (6) 環境貢献度合いによって利率を変更する（引き下げる）融資取り組みである環境コベナンツ契約を政府系金融機関・信用保証制度の融資・保証にも導入する。また、民間金融機関が環境コベナンツ契約を締結した案件には利子補給などで支援する。さらに、「環境配慮型私募債」の発行への支援も検討する。地域貢献や少子化対策など案件に対する支援についても同様の支援を検討する。
- (7) 2013年2月5日に公表された「ABL（動産・売掛金担保融資）の積極的活用について」を一層の活用に結びつけ、中小企業の経営改善に資する取り組みとするよう広報する。印紙税を廃止する。
- (8) 円滑な資金需給や利用者利便などの視点から金融機関の活動を評価・公開する金融アセスメント制度、「地域と中小企業の金融環境を活性化させる法律案」（仮称）を法制化する。当面、金融庁及び中小企業庁は、各金融機関が実施する事業再生や経営支援、販路開拓など中小企業支援事業の取り組み状況を一覧で公表し、その状況を評価（アセスメント）する。

5. 景気回復を促し中小企業の成長、新規企業の育成に有効な税制を

(1) 2013年度税制改正における問題点と今度の動向

2013年度税制改正については、1月29日、税制改正の大綱が閣議決定されている。そこでは、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略のいわゆる「三本の矢」のもと、これまでの「縮小均衡の分配政策」から、「成長と富の創出の好循環」へと転換させ「強い経済」を取り戻すことを重点に政府は取り組むという。そのうえで大綱は、「成長による富の創出に向けた税制措置」、「社会保障・税一体改革の着実な実施」及び「復興支援のための税制上の対応」の三つに区

分し、その基本的考え方をいう。そこでは冒頭に「成長による富の創出に向けた税制措置」を掲げるが、これは「強い経済」への回復に対する意気込みからのものといえよう。しかし、大綱のいう税制措置では「成長による富の創出」が図れないことは明らかである。これらはいずれも大企業・富裕層優遇の不公平税制に過ぎない。今求められる施策は早急な景気回復への道筋である。80%の中小企業が欠損法人である現実からすれば、特別償却・税額控除拡充などの施策では、ほとんどの中小企業は何ら恩恵にあずかれない。また、起業意欲も生じない。利益あつての納税であり、納税額あつての税額控除である。一部の黒字企業においてはインセンティブとなるものの、多くの赤字企業には何らメリットはない。むしろ中小企業が成長し、新規企業の育成に役立つ、景気回復への明確な道筋となる税制上のインセンティブが今求められる最も重要な課題である。

大綱はその二つ目として、「社会保障・税一体改革の着実な実施」をいう。しかしその内容は消費税逆進性対策といった、いずれも消費税率引上げに向けた土壌づくりのものに終始している。この消費税のもつ致命的欠陥である不公平の緩和に不公平税制で対応すれば、税制そのものはさらに不公平なものとなる。税制は憲法が要求する応能負担原則に基づくものでなければならない。

消費税率引上げは景気回復を前提に実施される予定のものである。そして消費税率引上げが景気回復に水を差すことはすでに経験済みである。この相反する命題にいかに対処するのか、これこそが本来消費税率引上げに向けた土壌づくりのはずである。しかし、その対策は何ら示されていない。

消費税率引上げ、その着実な実施には完全な転嫁が必要である。完全な転嫁が保障されない限り、税率引上げは、単にその滞納額を増加させるだけのものとなる。ことさら中小企業においてはその経済的力関係から完全転嫁が不可能な状況にある。消費税率引上げに伴う対応をいうのであれば、すべての中小企業において完全な転嫁が可能な環境整備の構築が必要である。

2012年4月1日から復興法人特別税が、本年1月からは復興特別所得税が施行されたが、25年間課税され、これから生まれてくる子どもまで課税が予定されている。さらまた来年からは住民税がこれに加わる。一方で復興増税を実施しながら、「復興支援のための税制上の対応」とは矛盾がないだろうか。復興支援をいうのであれば、この被災中小企業家の意欲、さらには被災者の起業意欲を生み出すような税制上の施策の構築を要望する。

現在、政府に求める要望の声は、景気回復に対するものが圧倒的である。「強い経済」の回復の実現のため、中小企業の成長、新規企業の育成に向けた税制上の抜本的施策を求める。

(2) 法人税について

①負担能力に応じた税率構造の構築を

今必要なことは、直接地域や雇用を温め、国民所得の増大や、安心して暮らせるセーフティネットの構築であり、国民に極端な負担を増やし地域経済や中小企業の基盤を崩す「社会保障と税の一体改革」による20兆円の負担は、根本から検討することが求められる。

わが国税制においても、レーガン税制による財政赤字を見事に克服した米国のクリントン政策にみるように所得に応じて30%・35%・40%というような累進税率（クリントン政権当時の法人税は15%・25%・34%・35%であり最高税率を36%に引き上げた）の強化により、負担すべき力のあるものがしっかりと負担する税制を構築することを財政再建の柱にすべきである。中小企業家同友会は、応能負担の原則に基づく法人税率の提案を行ってきた。法人税制に累進税率を導入するとともに、先の見えない景気の悪化にさらされている中小企業の現状を考慮して、恒久的な措置として所得1,500万円まで11%（資本金1億円未満）の中小法人税率の導入を提案する。

②役員報酬、役員賞与の損金算入は、実態に合わせて柔軟に適用する

役員報酬は事実上の「原則損金不算入」の状況に変わりはない。定期同額給与（決算から3ヶ月以内に変更し、期中では原則的に一切変更を認めず、変更した場合は、変更した金額について引上げた場合は引上げた金額を、同様に引下げた場合は引下げる前の金額との差額を損金不算入とする措置）と事前確定届出給与（定時株主総会で確定した役員賞与を総会開催から1ヶ月以内に税務署に届け出れば、その金額の損金算入を認める。ただし、届け出た日以外の日に支給した場合、届出と違う金額を支給した場合は全額損金不算入とする措置）だけが損金算入される。この内容では、社会的に通常行われる慣習的で適法な様々な形態の役員報酬や賞与の支払い、激変する環境に素早く対応しようとしてもすべて税法が足かせとなり、企業の自主性や行為を阻害することになる。本来、このような干渉を税法がするべきでなく、このような役員報酬の規制は実態に合わせて柔軟に対応すべきであり変更を求める。

③従業員研修費の一部を法人税から控除する「人材投資促進税制」を復活する

2008年4月から2012年3月まで実施された人材投資促進税制を復活し、恒常的な税制として定着を図るべきである。復活にあたっては、控除割合を拡充するとともに、「教育訓練費」を外部への研修委託費などに限定せず、中小企業の実態に合わせて社内研修・OJTの費用も広く対象とする。

④「金融円滑化法」の廃止に伴う税制について

「金融円滑化法」の廃止に伴い、数万社に及ぶ倒産・廃業が予想されている。消費税の増税による経済への打撃等も予想される。今回の税制改正は、事業者を支援するための承認条件が厳しく、もっと簡素で使いやすく、また、「再生」に向けた債務免除等に対して必要な範囲で益金から除くなど大胆な支援策が求められる。

(3) 消費税について

①消費税の税率引き上げは慎重に

消費税法の改正が行われ、2014年4月に8%、2015年10月には10%へと2段階で引き上げられることになった。このまま税率が引き上げられたならば更なる消費税の滞納を招くだけであり、中小企業家自身の生活が脅かされることにもなる。消費税率の引き上げ実施をする前に、すべての中小事業者においても価格への完全転嫁が可能な環境整備を要望する。消費税価格転嫁等対策室を中心に転嫁拒否等を厳しく取り締まること。また、総額表示義務の緩和として、2017年3月末まで本体価格と税を分けて示す外税方式の価格表示ができるとしているが、これを恒久的措置とすること。なお、この消費税率の引き上げに当たっては、経済状況を好転させることが条件とされている。経済状況好転を条件としているからには、その実施直前まで経済状況の観察を続け、社会全体に好況感が行き渡った段階での実施に踏み切ることを強く要望する。

②免税水準および簡易課税制度は現状維持のままで

事業者免税点は現在1,000万円であり、また簡易課税の適用水準は5,000万円とされている。この事業者免税点制度および簡易課税制度は、消費税相当額を価格へ完全に転嫁できない中小事業者の税負担や事務負担を考慮して設けられた制度であり、いわば中小事業者のセーフティネットとして存在するものである。しかし、これらの制度は「益税」を生み、消費税率引き上げによりこの「益税」はさらに大きくなる。そのためこの免税水準を引下げ並びに簡易課税を廃止すべきとする意向が政府の中にある。

しかし、免税水準の引下げや、簡易課税の適用水準の引下げは中小零細企業の負担を増大させ、

とりわけ中小零細企業においては「強い経済」を取り戻すことに逆行する。中小企業を支援し「強い経済」を取り戻すため、新規企業の育成のため、免税水準並びに簡易課税制度は現状維持とすべきことを要望する。なお簡易課税制度におけるみなし仕入率も現状維持のままとすることを要望する。

③消費税の免税水準及び簡易課税の適用売上は事業年度終了時で判定する

現行消費税法は、原則として2事業年度前（基準期間）の売上高により免税事業者となるか、また簡易課税制度を選択できるかを判定している。この2年前の業績により今年度の取扱いが判断されるという矛盾を解消すべく例外的に、資本金1,000万円以上の法人は、設立後直ちに課税事業者となる。また、前事業年度の課税売上高が6ヶ月で1,000万円を超えた場合も課税事業者となる。しかし、これは起業意欲を減退させるばかりであり、先の矛盾の抜本的な解決策とはならない。むしろ、決算終了時に課税事業者か免税事業者か、あるいは簡易課税適用事業者か否かを判定する方がより公平であり、滞納の発生し難い制度となる。よって、事業者免税点制度や簡易課税制度の適用にあたっては基準期間制度を廃止し、当該事業年度時点で判定し、確定申告書提出により選択することができるよう要望する。

また、2012年4月1日以降開始する事業年度から、いわゆる95%ルールが見直され、課税売上高5億円を超える場合、仕入税額が全額控除できず、非課税事業分に対応する仕入税額は控除できないこととなった。この95%ルールは現行消費税制に不透明性をもたらし、とりわけ大企業に対し益税をもたらすものであることから、その導入当初から見直しを求める声が多かった。逆に中小事業者においてはその事務負担の煩瑣から存続を求める声が大きい。それゆえ現在課税売上高5億円以下の事業者には適用されないこととなっている。しかし、この5億円という基準は中小企業にとっては決して高い水準とはいえない。また卸・小売業とサービス業とが同じ水準であることも不合理である。よって課税売上高適用水準は少なくとも50億円～100億円にまで引き上げるべきである。

(4) 所得課税について

①景気浮揚デフレ脱却のために中低所得者層に人的控除拡大で減税を

デフレ脱却を政権の使命と政府は宣言するが、内需拡大による景気浮揚を図るには国民の多数を占める中・低所得者層の所得税・個人住民税を減税することが必要である。その手法としては基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの人的控除を拡大することが考えられる。2010年度の改正において年少扶養親族（16歳未満の者）に対する扶養控除を廃止し、16歳以上19歳未満の扶養控除については特定扶養控除の上乗せ部分（25万円）を廃止した。子ども手当導入がその理由の一つであったが、こども手当が廃止になりその理由が無くなった。国民生活の安定と内需拡大のため扶養親族に対しての人的控除（年少扶養制度廃止、特定扶養控除復活）の拡大・復活を要望する。

②給与所得控除について

2013年度よりで給与収入が1,500万円を超える場合、給与所得控除の上限を245万円で打ち切るとなった。上限設定そのものに反対ではないが、金額については、今後議論を継続し、物価上昇等により徐々に引き上げていくべきである。給与所得控除の大幅縮小がたびたび議論になるが、現在の給与所得控除は、必要経費控除だけでなく勤労性控除（労働力の価値）の要素も含まれていることを考慮すべきである。給与所得控除を縮小することは給与所得者の可処分所得を減少させ、景気後退の引き金になるので反対である。

また、特定支出控除について 2011 年度改正で、その範囲を拡大としているが、使い勝手の良いものになっているか、はなはだ疑問を持つ制度である。本来、特定支出控除は給与所得者の実額経費控除に相当するものであり、諸外国のように給与収入を得るために必要な経費は原則としてすべて控除すべきである。その上で給与所得控除との自由な選択に委ねるべきである。

(5) 中小企業の事業承継について

中小企業家にとって、相続税は企業経営の結果として自分の努力によって作り上げてきた財産に対する課税であり、かつ自身の死亡に起因して発生するために相続人（家族）への負担、また企業の存続に重大な懸念を呼ぶ可能性があり、常に対応に苦慮してきた税金である。中小企業の事業承継する場合は、事業用資産や株式の評価について免税とすることを基本とし進めるべきである。

①現実的で使いやすい事業承継税制に

2009 年から適用された事業承継税制は、従来の枠を超え、抜本的な事業承継のために株式の評価方法を提案している。現在、「中小企業における経営の継続の円滑化に関する法律」に基づき認可された企業については、生前における事業承継のための株式の贈与、相続時の同族株式の評価について評価減を認める納税猶予の制度になっている。そこでは、同族株主が総株式数の過半数を占め、かつ相続人（推定相続人）が筆頭株主（被相続人を除く）である場合、その 2/3 までについて株価の 80%の軽減を認めるというものである。株式の贈与の納税猶予については、相続時に仕切り直しを行い、株式の納税猶予を選択することも出来る。さらに選択した場合には、事業の 5 年継続を義務付け、相続人が死亡の時まで株式を保有していた場合は軽減した税をすべて免除するというものである。円滑化法では、雇用の 80%の継続や、民法上の生前贈与株式に対する遺留分を一定の要件の下、対象から除外する規定などが盛り込まれている。今回の改正により、経済産業省への事前届出の廃止、親族以外への承継が可能となり、5 年間の雇用の 80%維持の要件はこの期間の平均と緩和され、私たちの要望が実現された。

しかしながら、本来中小企業の「取引相場のない株式」が市場の取引と類似して評価される必要があるのであろうか。事業の清算や、売却などの一定事由で、残余財産の分配に相当する配当を所得に算入して、個人所得課税において総合課税を実施すればよいのではないだろうか。とりわけ、営業を継続しているときの通常の評価であっても、配当を例えば株式の額面価額の 3%以下であれば、常に額面価額での評価を認め、相続時でも同じような評価を採用することが認められるべきである。

②相続税の基礎控除を 1 億円程度に引き上げる

相続税の基礎控除の定額控除を 5,000 万円から 3,000 万円に、相続人一人当たり 1,000 万円を 600 万円に大幅に引き下げるとする改正がされた。しかし、相続税の存在意義であり相続税に求められる再分配機能は何ら変更されていないはずである。そもそも相続税は所得税の補完税として課税されていない資産に対して課税するもので、その当初から課税対象の水準は 4%を下回っていた。再配分機能を損なったのは、最高税率 70%を見直して 50%にしたことによるものである。今回、最高税率を 55%にしたことは、再配分機能の強化として評価できるものであり、今後さらに最高税率を引き上げるべきである。しかしながら、高度成長によって地価が騰貴する前の 1950 年代は 100 件の相続事例のうち相続税の対象になるのはわずか 1 件（課税対象割合 1%）に過ぎなかった。その後、地価高騰により相続税の対象となる割合が著しく増大した。富の再分配を必要とする一部の資産家に対する税である相続税を本来の姿に戻すためにも、基礎控除を 1 億円程度に大幅に引き上げるべきである。

③事業用資産については、事業を承継するという条件の下で事業承継猶予制度を設けて5年以上事業を承継した場合一定額を免除する

事業承継は、事業自体の存続を前提にするため取引価額（時価）で資産を評価すること自体が問題である。事業用資産については、事業を継承するという条件の下で次のような事業承継猶予制度を設けるべきである。

イ) 事業用資産については通常の評価額とは別に「事業承継価額」（相続株式の納税猶予と同様に8割の減額評価）で評価する。

ロ) 事業承継者は事業用資産を「事業承継評価額」で評価した税額を納付し、通常の評価額で評価した場合の税額との差額を猶予する。

ハ) 5年以内に事業を廃止した場合は当該差額を納付し、5年以上事業を承継した場合には当該差額を免除する。

(6) 地方税制について

①法人事業税の外形標準課税の対象法人を資本金1億円以下に拡大しないこと

現在、資本金1億円超の法人に限定して導入している。外形標準課税制度は、課税標準に付加価値として人件費を含んでいる。雇用を拡大することが納付税額の増加となり雇用拡大の阻害要因となっている。対象法人を資本金1億円以下に拡大することは、欠損法人が8割あるという中小企業に、深刻な影響をもたらす。赤字法人も、雇用の継続という地域社会にたいして重要な社会的な役割を果たしているのである。中小企業の継続と雇用の維持拡大のために、対象法人の拡大には反対である。

②国定資産税は、担税能力に応じて抜本的に見直すこと

固定資産税は、不動産の売却価格を基礎としてその評価額を算定している。収益や担税力に応じていない固定資産税の増税は滞納と差押え件数の激増を招いている。商工業は経営状況の激変で、競争激化と空洞化の狭間にあり、事業用不動産の税負担が重くのしかかっている。固定資産税課税の基本的な考え方を売却価格から収益力、担税力に応じた課税方法を見直すべきである。

③償却資産税等の免税点を基礎控除とし、その金額を倍程度に引き上げること

償却資産税は免税点を越えるといきなり免税点以下の資産まで含んでその納税税額が発生する。また、免税点そのものが、1991年に150万円になって以来変わっていない。このような不合理を解消すべく、免税点方式ではなく基礎控除方式とすべきである。また、その金額も現行免税点の2倍に引き上げるべきである。

④中小企業の欠損金の繰戻し還付制度を創設すること

⑤個人住民税の累進課税化の復活

2007年より、個人住民税は一律10%にされた。これは低所得者に対して負担が大きくなっており、高齢化が進む中で購買力の低下と、滞納を生じてきている。担税力に応じた制度に復活すべきである。

(7) 納税環境の整備について

①国税通則法の目的を明記し、「納税者権利憲章」を早期に成立すること。

改正された国税通則法改正の目的は国税職員の職務執行のためのマニュアル化であり、そこではむしろ税務調査と徴収の強化が窺われる。国税通則法第1条に「納税者の権利利益の保護に資する」旨の文言を追加し、併せて先進諸外国にならい「納税者権利憲章」を早急に制定すべきである。

②税務行政手続きに関する規定を法定化すること。

- a) 政省令及び通達の制定改廃に当たって、予めその内容を公表し、納税者の意見を反映させること。
- b) 税務行政庁が発信する通達は、全て公開する措置を講ずること。

③共通番号制について

「社会保障と税の一体改革」のためとして、共通番号制（マイナンバー法）が2012年通常国会に提出され一旦廃案になったが、再び登場した。「所得の正確な捕捉」のためとか、「手厚い給付」・「救済策」とあるが、世界の現状を眺める限り、プライバシー漏えいの脅威となりすまし犯罪の多発が懸念される。また、「費用対効果」の面でも、初期費用が3,000億円から4,000億円、年間のランニングコストが数百億円という途方もない「IT箱モノ」で大変な問題である。個人情報保護策が不完全などを理由として、日本弁護士連合会は、導入反対の意見書を提出している。現行の住基ネットコード番号等の有効活用でその代替は可能であり、巨額で無駄な支出を他に振り向けるべきである。

6. 公共事業の中小企業発注の拡充と公正な市場のルールを確立し、公正競争の促進を

(1) 中小企業にとって公平・公正な競争環境をつくるため、下記の提案事項に沿って国の指導を徹底する。

①公共事業の行き過ぎたコスト削減を改め、「国等の契約方針」の適正価格発注の遵守を徹底する。

独禁法の「不当廉売」条項を活用し、ダンピング防止に努める。採算を度外視した低入札、ダンピング入札については、発注者は独禁法の「不当廉売」として公正取引委員会への提訴など厳正に対処する。

②地方公共団体等の公共事業では、**最低制限価格を堅持し、予定価格の90%程度に引き上げるよう努力する**。公共事業の品質を確保し、雇用の確保と技術の向上、中小建設業の倒産を防ぐための適正価格発注に努め、公共工事設計労務単価は実勢価格に即して引き上げる。国においても最低制限価格制度を導入できるように会計法の改正を行う。

③**公共工事に従事する技能者、技術者の最低賃金を定める「公契約法」「公共事業最賃法」を制定する**。また、地方自治体においては、ダンピング入札を排除し、公共工事に従事する技能者、技術者の最低賃金を定める「公契約条例」を制定する。

④震災復興公共工事の増大で労働者、技術者不足、建設資材の値上がりにより、入札不調が増大している。**発注官公庁は市場価格による予定価格づくりでなく、適正な賃金、管理経費、法定福利費を積み上げた適正な予定価格にする**。

(2) **公共発注機関の中小企業への発注率を大幅に高める。地域に精通した中小企業への受注機会を拡大する**。分離分割発注を拡大し、工事規模に応じた入札参加者の範囲を定め、工種でなく、工事の規模の分割で行う。地方公共団体の工事は地域企業への発注を原則とし、同規模企業間で競争する「ランク制」を遵守する。一般競争入札を地方や中小企業分野に拡大することを抑制する。

(3) **官公庁の一般競争入札基準（全省庁統一資格）は大企業偏重となっており、この基準を公平に見直し、中小企業の入札格付の幅を広げる**。入札基準（等級）を決める付与数値は、年間売上高、自己資本額、流動比率、営業年数等の項目が数値化されるが、「年間売上高」と「自己資本額」で80%を占めており、等級「A」または「B」を獲得するためには年間売上高が200億円以上でかつ資本金が10億円以上でないと困難。このような企業規模至上主義の基準では、技術や経営がいか

に優良な中小企業であっても、3000万円を超える官公庁の事業案件等には競争参加ができないという著しく公平を欠くことになっている。この入札基準を企業規模至上主義から質の評価に改める。例えば、「財務内容の質的评价」および「技術内容の評価」を加え、「年間売上高」と「自己資本額」の構成割合を低くするなど改善措置をとられたい。

(4) 「一般競争入札総合評価制度」の落札業者選定に当たっては、大企業優位に企業規模や工事实績偏重を改め、**中小建設業の地域貢献、地域精進力等を重視**すること。中小建設業が行った大震災復旧への貢献、防災協定への参加協力、耐震、消防、交通安全、祭り、町会協力などの地域社会貢献を「総合的に評価」すること。

(5) **中小企業に不当な不利益を与える不公正取引に対し、市場のルールを守るべく厳正・迅速な政策的対応を進める**。そのために、①独占禁止法の「厳格な運用」をはかり、遵守させる。②公正取引委員会は、ルール違反防止と不公正取引の是正・防止を厳正に実施する。③公正取引委員会の権限の強化と司法機能の強化を図るとともに、公正取引委員会の職員の増員を進める。

(6) 公正な取引の観点から以下の3点について取引条件の確立を図ること。当面、下請二法の適正な運用に努める。

①**海外展開、低価格等を理由にした中小企業への一方的な発注の停止、大幅削減、取消、買いたたき、取引条件の変更などの不公正取引の実態を自治体と共同して正確に調査する**。その上で不公正取引発生にたいする適正化措置として、データの公表（企業名公表）を含む情報公開等の緊急対応体制と相談体制の整備を図る。

②公正取引委員会は、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法などの法律に沿って下請取引の実態を調査・監視し、強力に指導して健全な取引環境づくりに努める。**特に、「下請かけこみ寺」では秘匿が保証できない場合、「下請目安箱」のような匿名で告発できるシステムを導入する**。さらに、狭い地域では匿名による申告も難しい場合があり、行政の巡回調査による実態把握や下請法の啓発などを実施する。

③**独占禁止法の「優越的地位の濫用」による「下請いじめ」規制を発動できるように整備する**。特に、下請企業から声を上げないと調査が入らないシステムを改めて、第三者と当事者を組み合わせた監視システムをつくる。また、下請企業は親企業の発注に対応した生産設備・人員を抱え、簡単に転換することができないので継続的下請取引の一方的解除に歯止めをかけることができる措置をとる。

④**下請法を改正し、建設業を適用対象に加える措置を取る**。

(7) 下請代金支払遅延等防止法の厳守等、下請取引適正化と下請中小企業振興法に定める振興基準の遵守を監視する特別の体制をとる。また、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不公正な取引方法」（大規模小売業告示）を強化し、**納入業者に対する大規模小売業者による優越的地位の濫用行為を禁止するとともに、納入業者の原材料価格高騰等を事由とした適正な価格転嫁が可能となる環境整備をする**。

(8) 公正取引委員会『優越的地位の濫用ガイドライン』では、「その他取引の相手方に不利益となる取引条件」の想定例として、「取引の相手方が納期までに納品できなかった場合又は取引の相手方が納入した商品に瑕疵があった場合に、当該取引の相手方に対して課すペナルティについて、その額や算出根拠等について当該取引の相手方と十分協議することなく一方的に定め、納品されて販売していれば得られた利益相当額又は当該瑕疵がなければ得られた利益相当額を超える額を負担させること」を優越的地位の濫用の具体例として例示している。さらに、同趣旨のことを「受領拒否」の

想定例として例示している。この『ガイドライン』を大型店等の取引当事者間などに周知徹底する。

7. 中小企業が活躍できる環境保全型・自然再生型の持続可能な社会システム構築

(1) 地球環境保全と温室効果ガス排出削減目標に向けた取り組み

温室効果ガスの排出量を2020年までに25%削減（90年比）、2050年までに80%削減の目標を明記した「地球温暖化対策基本法案」が検討されているが、その目標実現に向けては、海外からの排出量購入ではなく、事業所数で99.7%を占める中小企業での排出削減こそ、日本における温室効果ガスの総量削減に貢献する。そこで、**中小企業のCO2削減の自主的取り組みが社会的経済的に評価される仕組みを構築する。例えば、温室効果ガス排出量取引市場に中小企業が団体やグループ等で参加できる制度を検討する。**その仕組みづくりの検討にあたっては、中小企業の代表を参加させるなど、中小企業の現状を反映したものとする。

(2) 環境保全・自然再生型公共事業の拡大と小規模分散型産業の推進

① 中小企業の知恵と人材が活かせる環境保全・自然再生型の公共事業を拡大すること。

a) コンクリートによる河川護岸工事を中止し、自然再生型の川づくりを進め、自然を復活させる。b) 太陽光や風力、バイオマス等の自然エネルギービジネスに挑戦する中小企業を新しいタイプの公共事業に活用する。c) 地域の防災や雇用に貢献する地域分散型エネルギーシステムづくりやリサイクルの推進に努める。

② 資源循環型社会の構築に向けて、国・自治体の財政負担を軽減し、環境保全・水循環再生・バイオマス利活用のために合併浄化槽の普及に努める。合併浄化槽の処理水は、下水道と同等以上であることに鑑み「恒久施設」として位置づけ、その生活排水は処理済みと認知し、下水道計画を直ちに直視する事により、国・自治体の財政逼迫を解消し、生活基盤整備社会・環境保全・防災減災重視の政策を推進する。

③ 国は「森林・林業再生プラン」を発表し、森林・林業政策を全面的に見直して木材自給率を現在の20%から2020年までに50%以上に引き上げるとしている。「プラン」の具体化に当たっては、地域の中小企業が参画して新しい仕事づくりにつながり、資源循環型社会の構築に資するものとする。

(3) 地球温暖化・エネルギー問題

① エネルギー消費の削減では、省エネ効率の高い製品の使用や生産設備への移行を促す誘導政策とともに、流通システムや都市づくり、ライフスタイルなどエネルギー大量消費型社会となっている現状を見直し、地域分散型エネルギー政策への転換を強める。特に、コンビニや大型店の24時間営業を規制する。また、周辺的生活環境との調和を旨とする大規模小売店舗立地法を改正し、地域の就労環境を悪化させている元旦の大型店の営業を原則禁止とする。

② 太陽光や風力、バイオマス等の自然エネルギーや文化的資源など地域の固有資源の産業化・事業化に取り組む中小企業を産学官民（市民）・金融の連携で支援する。さらに、原子力発電所については、安全性や放射性廃棄物処理等において未解決の問題が大きいことを考慮して、可能な限り原子力発電に頼らない方向をめざす。また、放射性廃棄物処理をどのように最終処理するのかについて国が見解を示すことを強く求める。

(4) リサイクル・廃棄物処理問題

循環型社会形成を目指す一連のリサイクル法の実施にあたっては、一部中小企業に過度の負担と

ならないよう、生産から流通、消費、リサイクルの各段階でそれぞれにふさわしい適正コストを負担するシステムづくりへの見直しを行う。また、このようなシステムづくりにあたっては、リサイクルしやすい製品作りや製品の長寿命化、廃棄物の発生抑制に働くようにする。

リサイクルの段階では画期的な技術を持つが資金、信用力に乏しい中小零細業者が公平な評価と取り扱いをもって新規参入できるよう、行政が持つ補助金や各種支援制度等との有機的なシステムの構築整備をされたい。メーカーや中古品販売事業者などが一堂に会して、リユース（再利用）・リサイクル（再生）市場育成のためのシステムづくりを行う。

リサイクルは、日本だけでなく、日本を含めたアジアでの広域的な循環が広がっている。有害廃棄物の国境移動につながるような「リサイクル」への規制を強化するとともに、日本以外の国でも適正なりサイクルが行われるような技術援助を行うなど、持続可能な社会づくりに寄与する広域的なりサイクルシステムの整備を急がれたい。

製造禁止されてから 30 年以上たって、ようやく PCB 廃棄物の最終処理が始まったが、低濃度 PCB 廃棄物については、処理するための受け皿が全国的に不足しており、それぞれの保管者がいつ処理できるかの見通しも示されないまま、厳重な保管を義務づけられている。受け皿づくりを早急に進めるとともに、最終処理施設ができるまでの間、各保管者任せにせず、地域ごとに PCB 廃棄物を一箇所に集め、厳重に管理・保管するような体制を整える。

(5) アスベスト対策

アスベスト対策は緊急の課題である。公共、民間の建物、個人住宅のアスベスト調査、飛散防止、無害化対策、安全な除去を進める。国とメーカーはアスベスト対策を放置した責任をとり、試験研究機関の増設、技術者、施工体制などアスベスト対策に強力に取り組む。

(6) 小規模分散・地域密着型環境ビジネスの育成と環境共生型企业への支援

環境保全型の製品開発や、ISO9000、ISO14000 の取得、環境保全対策の推進など環境共生型企业づくりを進めている中小企業に対しては、技術開発や設備投資資金、さらには既存技術を組み合わせさせたシステムづくりについても積極的に支援する。

環境に配慮した製品の育成・需要喚起のために、環境に配慮した製品の競争力を高めるための資源大量消費型製品へのペナルティ（制裁金）などの措置を講じる。また、地域内資源循環や、究極的に廃棄物をなくすゼロエミッション型環境ビジネスを推進する地域ネットワークづくりを支援する。

(7) 持続可能な地域社会づくりと農業の保全

食糧自給率を高めるため、安全で健康な食べ物を供給する日本農業の健全な発展を図る。地域づくりでは、農業が、治水や環境保全にも役立っていることを考慮し、地域経済の主役となる地域密着型の中小企業と農業、そして行政などがネットワークをくみ、持続可能な地域社会づくりをすすめる。

(8) 国内及び海外の環境規制に関する機敏な情報提供体制の整備

「予防原則」の考え方にに基づき、欧州連合（EU）は、鉛やカドニウムなど 6 物質の電気・電子機器への使用を禁止する RoHS（ロース）指令や新しい化学物質管理システム「REACH（リーチ）規制」を実施している。環境省は、国内及び海外の環境規制に関する情報提供体制を早急に整備する。中小企業は、世界を視野に置いた機敏な情報収集には限界があり、情報提供体制の整備が強く求められている。

(9) 電力料金の値上げについて

電力会社は徹底した企業努力を行い、電気料金の値上げを極力回避する。その上で、国は、①送配電を分ける等の電力事業の自由化をすすめること。②電力料金の総括原価方式は、原発をつくるほどに電力会社の資産が増えて利益になるもので、経営とは言えず、廃止すべきである。③50ヘルツ・60ヘルツの統一問題も扱うこと。

8. 豊かな人間として育つための教育環境の重視

(1) 中小企業と教育

- ①「中小企業憲章」は、「魅力ある中小企業への就業や起業を促し、人材が大企業信仰にとらわれないよう、各学校段階を通じて健全な勤労観や職業観を形成する教育を充実する」と述べている。その具体化のため、**青年や子どもたちが健全な労働観や地域社会観を形成していく一つの機会としての労働体験を中学校・高等学校・大学の授業の一環に組み込み、その現場として中小企業を積極的に活用すること。**また、日本のものづくりの機能を保全するため、中学校以上の教育に、技術・技能教育を積極的に取り入れる。
- ②**大学生・専門学校生等のインターンシップ制度の実施にあたっては、企業の採用活動とは完全に切り離し、仕事のノウハウを覚えるという狭義の職業教育にするのではなく、学生が働く意味や生き方を学ぶ機会となるような教育理念のもとで行うように指導する。**
- ③長期的視野に立って人材を育成するためには、教師、父母、行政、企業経営者等が協力し合い、地域内で共に努力を積み重ねることが必要である。そこで、これら四者による懇談会やシンポジウムなどの試みに対して積極的に支援すること。学校評議員制度の実施にあたっては、地域の企業経営者の任用を検討する。
- ④**中小企業についての正確な認識がはかれるように、学校教育等では中小企業の最新の実態に基づいた正確な姿を教える。**その一環として、中小企業の経営者を授業の講師とすること及び教師が中小企業の現場で研修することを積極的に計画する。
- ⑤**すべての大学・すべての学部・学科が中小企業講座を設置することを支援し、大学生が誰でも中小企業について学ぶことができる環境を整備する。**

(2) 一人ひとりの子どもと向き合う教育に向けて

- ①教育の現場から遊離した上からの「改革」を行うのではなく、各学校の実情に応じたていねいな援助が可能となるような教育行政自体の改革をすすめる。
- ②子どもは子どもの中で育つという子どもの集団自身が備えている育ち合う力を信頼し、子どもたちで自主的に過ごす時間を増やすために、また教師が一人ひとりの子どもと向き合うゆとりが持てるようにするために、義務教育での学習指導要領の改善と教師が30人学級で自主的に授業内容・授業時間を組み立てられるように改善する。
- ③子供を育てながら仕事を継続できる社会の実現や奨学金制度の拡充などの教育費負担を大幅に減ずる措置をとり、少子化を食い止め、「教育格差」を解消する環境の整備に努める。

9. 労働環境改善と障害者雇用・就労環境の拡充のために

私たちが2011年6月に発表した「中小企業の見地から展望する日本経済ビジョン（討議資料）」の中で、21世紀の有望な産業分野の潜在需要を顕在化させるためには、「一つは、多様な需要に応え

て常に新しい事業・産業を生みだす豊饒な土壌となってきた中小企業が元気になり、多様な分野で活躍できるよう国を挙げて支援することです。二つには、生活を安定させ、質の高い製品やサービスを消費できる持続的な所得増が欠かせないことです。三つには、産業の発展が人々の豊かな暮らしに結びつくメカニズムを確立することです。産業の発展とともに、雇用が増え、賃金が上昇していくメカニズムです」と述べている。このように、経営改善の企業努力を前提として、中小企業の経営環境の改善と労働環境の改善が統一的に進められる必要がある。そのような環境が醸成されてこそ、創業や第二創業への挑戦がしやすくなり、経済社会の活性化が期待できるのである。そのような見地から以下のことを要望する。

(1) 安心して働ける社会保障・労働環境の整備と中小企業の負担軽減を

- ①厳しさを増す不況の中での社会保険料の従業員と事業主の負担の増大は中小企業経営を直撃する。協会けんぽの財政は悪化し、保険料率は3年連続で引き上げられ、2012年度は10%（全国平均）に達する。また、大企業の健保組合の7.926%や公務員の共済組合の7.06%との格差も拡大している。協会けんぽへの国庫補助率は、時限措置として16.4%になっているが、2013年度以降の2年間は延長される。**2015年度以降は健康保険法の本則上限の20%へ引き上げ、中小企業の負担軽減を図る。**
- ②今般の経済危機の中で雇用状況の急激な悪化が進んでいる。今こそ、**同一価値労働・同一賃金の原則を確立すべきであり、働きがいのある人間らしい働き方（ディーセント・ワーク）の実現に向けた国民的論議と検討を進める場を設ける。**
- ③最低保障年金の実現など、年金制度の抜本的見直しが検討されているが、老後の不安なく、安心して働き続けることのできる年金制度の構築を求める。年金をはじめ社会保障制度の拡充は、個人消費を回復させ、内需回復への牽引力ともなる。
 - a) 当面、国民が安心して老後を迎えられるような最低限の基礎的年金については、これ以上の社会保険料の引き上げではなく、国庫負担率2分の1への引き上げを直ちに実施し、年金水準の拡充を図る。年金制度の抜本的見直しにあたっては、膨大な積立金の運用実績の情報公開を徹底して行うなど、現在の年金制度の問題点を具体的に国民に明らかにしながら、その積立金の取り崩しも含め、年金、医療、介護保険など安心して働ける社会保障制度全体をどう構築していくか、早急に提言し、国民的論議を起こしていく。
 - b) 今般の東日本大震災の影響と大不況により、労働・社会保険料の支払が困難になっている事業者に対し、2年間程の支払相当額を融資する別枠・低利（又は無利子）の公的融資制度の創設を検討する。
 - c) 中小企業退職金共済は、予定利回りを引き上げるなど退職金額を引き上げ、魅力あるものとする。また、共済加入企業以外で労働移動が発生した場合でも勤労者が個人単位で継続できるような制度を検討する。
- ④労働時間短縮の推進が求められるが、中小企業の経営実態に配慮し、労働時間短縮のための環境整備を推進する。「中小企業労働時間適正化促進助成金」制度はあるものの、これにとどまらず中小企業の時間短縮については、自企業の企業努力だけではなく関連企業・業界の協力、取引慣行等の転換が必要要件となっている。そこで、a) 省力化投資等に積極的な支援策を講じる、b) 取引慣行を見直して業種ごとに労働時間短縮を促進する施策を行う、c) 発注方式等取引改善指導事業、下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法の運用強化等、労働時間短縮のために下請取引適正化施策の一層の強化を図る。

- ⑤短時間労働者に対する社会保険の適用拡大については、従業員数 501 人以上（現行の被保険者基準で適用となる被保険者数）に適用することとなったが、「3 年以内に対象を拡大する」としている。今後は中小企業とパート労働者の意見を十分に聴き、慎重に対処するべきである。
- ⑥労災保険の民間開放への動きがあるが、**労災保険制度**は労働災害にあった労働者に対する企業の補償を確実なものとするための制度であるとともに、労災事故を予防するためにも重要な制度である。そこで、この制度変更の検討に当たっては、労働者の約 7 割が働くとともに、危険有害業務を引き受けることの多い中小企業との意見交換も密にしながら、労働者が安心して働ける労働環境を実現できるものとしていく。また、希望するすべての中小企業経営者が労災保険の適用を受けられるよう、特別加入制度について周知徹底を行う。
- ⑦**健康保険・厚生年金保険の標準報酬の範囲から通勤交通費を除外**する。通勤交通費は実費弁済的性格の強いものであり、一定額以上は保険料率に加算しないようにする。

(2) 高齢者の多様な就労ニーズに対応した雇用環境の整備

- ①公的機関が高齢者の多様な就労ニーズを高齢社会のテンポにあわせて実現させるための環境整備を図る。リタイヤした中高年齢者の技能・スキルを中小企業経営や地域づくりに活かす施策を検討する。
- ②高齢者の日常生活を支援するために、住宅、設備の修理や改修、掃除などを公的に援助することにより安価に利用できる制度を行政と中小企業とがタイアップする方式で設ける。その際、能力や技能のある高齢者を優先的に活用する。

(3) 育児・介護休業制度と保育所の拡充等による女性の社会進出支援

少子・高齢社会において、育児・介護休業制度を実効性あるものとするために、雇用保険法による休業給付金の拡充を行う。さらに、利用者のニーズに対応した保育施設・学童保育所の増設・充実と教員の確保、在宅介護支援制度の充実、家事代行サービスへの補助制度などを図り、女性の社会的進出を支援する。特に、産休あけ、育児休業あけの保育所の拡充や出産育児により長期に就労から離れる女性に対して社会復帰をはかるための教育訓練など施策を充実させる。

介護休業制度では、短時間勤務との組み合わせや期間の上乗せなど、それぞれの介護の実情に合わせた柔軟な介護休業制度とする。休業給付金の支給も、その実情に合わせ、支給日数の延長や給付額の引き上げなど一層の拡充を図る。また、介護者が昼間安心して働けるよう、介護保険などを活用した在宅介護サービスの充実を図る。

(4) 障害者の就労環境の整備と雇用の促進

自立支援法を廃止し、新たに「応能負担」を原則とした障害者制度改革が検討されているが、その検討にあたっては、働きたい障害者を応援し、多様な形で障害者雇用を促進してきた中小企業の役割を重視するとともに、雇用のみならず、工賃倍増・一般就労への移行などの自立支援に中小企業がさらに積極的に取り組むために、以下のことを提言・要望する。

①総合的な地域連携の強化

地域で生活し働く障害者の自立を支援するため、地域の事業者団体や学校、障害者団体、行政（福祉・労働・教育など）の連携事例集の作成と徹底により、生活支援・就労支援センターを核とした事業を充実させる。とくに福祉分野と労働分野が日常的に連携し、かつ地域における中小企業（団体含む）と連携し、工賃倍増支援と一般就労が相矛盾せず、一体化して取り組めるような自立支援のシステム作りを急ぐこと。また、一般就労移行後も 6 カ月間に限定せず、引き続き、地域連携によるフォロー体制を充実させる。

②中小企業における障害者雇用を促進させる支援策の拡充と利用手続きの簡素化・柔軟化

障害者雇用を職場で支援する「ジョブコーチ派遣制度」では、短期間の職場実習の場合も利用できるようにしたり、社内でのジョブコーチ養成支援など、障害者の職場実習や雇用に実際に取り組んでいる中小企業の声を反映させながら柔軟かつきめ細かい支援策をたてる。

初めて障害者を雇用する中小企業に対して奨励金を出す「ファースト・ステップ奨励金」が創設されたが、法定雇用率での雇用を求められない 50 人未満の中小企業にも対象を拡げるなど、障害者雇用に熱心に取り組んでいる 50 人未満の企業に対する支援策を拡充する。

障害者作業施設設置等助成金などの適用にあたっては、障害者雇用を前提として施設の設置や整備を行った場合、雇用前であっても助成金の対象とする。

障害者の雇用は、地域などから頼まれて雇用することも多いが、このようなハローワークを通したのではない障害者の雇用（トライアル雇用含む）についても、助成金の対象とする。

障害者を多数雇用している企業に対して、優先的に公的発注をする。

宅地化が進み、障害者を雇用する企業・工場が移転を迫られることで、移転先に通うことが困難な障害者も出るおそれがある。地域づくりでは、地域で暮らす障害者が地域で働けるような、自転車で通えるくらいの距離に会社があるような地域づくりをしていく。

③障害者雇用納付金制度の見直しについて

納付金制度は 201 人以上規模（2015 年 4 月から 101 人以上）の企業だが、法定雇用率を超過達成している 200 人以下の企業に対しても、201 人以上規模の企業と同一基準で雇用調整金を支払う。

④障害者の雇用状況の調査とその公表

障害者の雇用状況の調査とその公表に当たっては、大企業より中小企業の方がより多くの障害者を雇用している実情が正確にとらえられるように、法定雇用率適用外の従業員規模 49 人以下の企業における障害者雇用の状況も毎年調査し、発表する。

⑤就労継続支援事業の条件緩和

低賃金を保障する就労継続支援事業（A 型）では、これまでの授産施設からの転換だけでなく、障害者の雇用の場を広げるため、自らの経営ノウハウを生かしたり、自社の事業と関連づけながらの新規参入を考える中小企業もある。しかも、中小企業が本業と関連づけて就労継続支援事業に取り組むことで、その企業への一般就労も含めてシステム化することもできる。しかし、現在、従業員規模が 20 名以上であることが求められており、これでは最低賃金を支払い、経営的にも成り立たせていくことはかなりハードルが高い。最低人員を 10 名程度とし、就労継続支援事業を興しやすくする。

(5) 外国人研修・技能実習制度の拡充

外国人研修生・技能実習生受入事業の充実として、支援措置の拡充ならびに研修生の入国手続きの簡素化等環境整備を図る。外国人研修生・技能実習生の宿泊施設、住宅の提供、住宅の斡旋、労災保険や健康保険等の制度の充実を図るとともに、社会生活に対する相談センターや日本語ほかの知識を習得するための研修機関を整備する。学業を終えた留学生を企業が雇用する意思がある場合、就労ビザの取得ができやすいように在留資格の要件等を緩和する。

なお、老齢年金の給付に結びつくことが少ないにもかかわらず、本人と会社が負担する技能実習生の厚生年金については廃止する。

10. 清潔な政治・行政の確立と武力によらない国際貢献、アジアとの共存共栄

- (1) 政治腐敗を招く根元である政党への企業献金・団体献金は禁止する。政治・行政に対する国民の信頼を回復させるために、公務員倫理の確立と厳正な実行、高級官僚の関連業界への天下り禁止、国民への情報公開などについて、さらに真剣な努力を行う。
- (2) 戦後 60 数年を経て、中国などアジア諸国との経済関係がいつそう緊密となる中で、平和裏に経済活動に専心できる環境づくりが国の内外で切望される。日本国憲法の平和理念にのっとり、国際社会の平和のために日本の役割をいつそう強化すべきである。国際紛争は国連を通じて平和裏に解決する努力が求められている。
- (3) TPP の参加の交渉は次の事項を守って慎重に検討すること。① TPP の「例外なき」関税・非関税障壁の撤廃の条項を取り除くこと。② 全ての参加国にとって相互の繁栄と利益に資する対等な協定であること。③ 交渉内容は遅滞なく情報公開されること。④ 日本の中小企業の利益が守られるようにその方策を明確にし、当会を含む中小企業団体が参加する審議機関を設けること。⑤ I S D S (投資家対国家紛争仲裁) 条項は入れないこと。

11. 民法（債権法）改正について

- (1) 法務省法制審議会民法（債権関係）改正部会において、民法改正に向けた準備作業が行われているが、検討されている改正の内実は、不公正取引や下請取引の実態ともかみ合わず、日本経済の現実にある事業者間格差を拡大させる恐れがあり、また国民にとってわかりにくいものでもある。これは、中小企業憲章の「中小企業の多くは、…不公平に取引を強いられるなど数多くの困難に晒されてきた。」という現状認識にたって社会を改革することを求めた理念と食い違い、「改正」の進め方の点でも「中小企業者の意見を聴く」という点も不十分である。以下の点が懸念される。
 - ① **契約書により「無過失」責任を負わされる危険性があること。** 債務不履行に関する現行民法の過失責任主義の考えを排除し、損害賠償責任の帰責根拠を「契約の拘束力」に求め、「契約の趣旨に照らして債務者がそのリスクを負担していなかったと評価される事由」という免責事由を提案している。これでは、実際には契約書の免責事由がどのように記載されているかにより免責の有無が決まってしまう。交渉力の優位者が、市民・消費者や中小企業などの交渉力の劣位者に対して、「債務者（優位者）は履行障害リスクを何ら負担しない」などの過剰な免責条項、あるいは「債務者（劣位者）はあらゆる履行障害リスクを負担する」などの過剰な免責否定条項を押しつける事態を誘発しやすく、これまで以上の不公正取引を助長する懸念がある。
 - ② **契約書により損害賠償の範囲が著しく拡大してしまうおそれがあること。** 損害賠償の範囲について、「当事者が予見ないし予見可能な範囲の損害を賠償すべきである」という、「予見可能ルール」の考え方を採用しようとしている。しかし、この考え方に立って契約書を作成するようになれば、優位者は、相手方（劣位者）の予見可能性を拡大させるための文言を入れようとする傾向が強まり、損害賠償の範囲が著しく拡大してしまい、劣位者に不利益が生じるおそれがある。
 - ③ **容易に契約の解除がされてしまう可能性があること。** 現行の催告解除の考え方を排除し、契約を解除するには債務者に「重大な不履行」があれば、債務者に対する催告も債務者の帰責事由も不要としている。しかし、「重大な不履行」の考え方は分かりにくく、実際には契約書において「重大な債務履行」と規定されているか否かで、解除の成否が左右される。このような契約書を押し

つけられた劣位者は、たとえ些細な事由の不履行であっても、契約解除を受けるなど著しい不利益を被る可能性がある。

(2) 個人保証の原則的な禁止について以下のことを明記する。

① **事業者の貸金等債務について、経営者（事業を執行する者）以外の個人保証を無効とする。**日本弁護士連合会は、「破産者の約 25% が保証被害者であること、また、生活破綻に追いやられた保証人が自殺するケースが散見され」として、個人保証の原則的な禁止を訴える意見書を公表した。

② 個人保証のうち、「経営者は、自ら経営する企業の保証人となる」いわゆる経営者保証は中小企業の事業承継にとって大きな壁であり、起業への意欲を妨げている。私たちは、経営者保証を全面禁止すると、中小企業の円滑な資金調達に支障をきたす可能性があることに鑑み、経営者保証を制限することを提案する。

a) **経営者の資力に比例した限度でしか、保証人は責任を負わないとの原則（比例原則）を採用する。**

b) **保証債務について、裁判所の判断による減免を認める制度を導入する。**

c) 「**停止条件つき保証**」を活用する。

12. その他

(1) 通関業の立て替え払いの是正について

通関業者は輸入業者の代理で輸入申告をするが、その際業界の悪しき慣例として通関業者が関税・輸入消費税を立て替えることがある。その立て替え金額が尋常でなく、消費税が 8%、10% に上がった場合、そのための資金繰りで中小企業では困難な状況になる。輸入業者が直接納税する仕組みを大企業から広く勧めること。例えば、輸入申告書を作成する際に、輸入者名義の口座しか入力できないようにする。

(2) 特許料・審査請求手数料は、米国のように中小企業（個人）であれば一律に大企業の半額とする措置をとる。設立 10 年未満や研究開発型等の条件を入れないこと。

(3) 中小企業に期待されている役割に比べ、実態の諸側面を定量的に調査した各種統計の整備・公表が遅れているので、速やかに改善する。

以上

中小企業家同友会所在地一覧表

中小企業家同友会全国協議会 〒102-0074 東京都千代田区九段南4-7-16 市ヶ谷KTビル3F TEL03-5215-0877

同友会名	〒	所在地	電話
北海道中小企業家同友会	060-0906	札幌市東区北6条東4丁目8-44 札幌総合卸センター 8号館	011-702-3411
青森県中小企業家同友会	030-0931	青森市新平田字森越 12-28 2F	017-752-0171
岩手県中小企業家同友会	020-8551	盛岡市上田4-3-5 盛岡市産学官連携研究センター 1F	019-626-4477
宮城県中小企業家同友会	983-0852	仙台市宮城野区榴岡1-6-3 東口鳳月ビル4F	022-355-2771
秋田県中小企業家同友会	010-0965	秋田市八橋新川向4番23号 みどりやビル2F	018-867-7471
山形県中小企業家同友会	990-2461	山形市南館3-26-26 スタジオ・アヴァン102	023-645-5500
福島県中小企業家同友会	963-8022	郡山市西ノ内2-12-8 古川ビル1F	024-934-3190
茨城県中小企業家同友会	310-0851	水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館3F	029-243-8230
栃木県中小企業家同友会	321-0968	宇都宮市中今泉2-3-13 小山ハイツ103	028-612-3826
群馬中小企業家同友会	371-0013	前橋市西片貝町1-300-5 ルアン第二ビル4F	027-232-0001
埼玉中小企業家同友会	338-0001	さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ10F	048-747-5550
千葉県中小企業家同友会	260-0015	千葉市中央区富士見2-22-2 千葉中央駅前ビル7F	043-222-1031
東京中小企業家同友会	102-0074	東京都千代田区九段南4-7-16 市ヶ谷KTビル3F	03-3261-7201
神奈川県中小企業家同友会	220-0072	横浜市西区浅間町1-6-10 小金井第2ビル4F	045-316-2031
山梨県中小企業家同友会	400-0047	甲府市徳行3-9-28 中村ビル	055-236-5537
長野県中小企業家同友会	380-8553	長野市若里4-17-1 信州大学工学部キャンパス内 信州科学技術総合振興センター2F	026-268-0678
新潟県中小企業家同友会	950-0926	新潟市中央区高志1丁目3-21	025-287-0650
富山県中小企業家同友会	930-0827	富山市上飯野25	076-452-6006
石川県中小企業家同友会	920-0059	金沢市示野町南52 AKビル3F	076-255-2323
福井県中小企業家同友会	918-8205	福井市北四ツ居1-34-19 サンリードビル1F	0776-54-9699
静岡県中小企業家同友会	420-0857	静岡市葵区御幸町8 静岡三菱ビル6F	054-253-6130
愛知中小企業家同友会	460-0003	名古屋市中区錦3-5-18 京枝屋ビル4F	052-971-2671
三重県中小企業家同友会	510-0066	四日市市南浜田町2-14 水谷ビル3F	059-351-3310
岐阜県中小企業家同友会	500-8259	岐阜市水主町1-176-2 ピースランドビル3F	058-273-2182
滋賀県中小企業家同友会	525-0059	草津市野路8-13-1 KE草津ビル1F	077-561-5333
京都中小企業家同友会	615-0042	京都市右京区西院東中水町17 京都府中小企業会館4F	075-314-5321
大阪府中小企業家同友会	540-0011	大阪市中央区農人橋2-1-30 谷町八木ビル4F	06-6944-1251
兵庫県中小企業家同友会	651-0087	神戸市中央区御幸通6-1-20 三宮山田東急ビル9F	078-241-1230
奈良県中小企業家同友会	630-8215	奈良市東向中町6 奈良県経済会館407号室	0742-25-5660
和歌山県中小企業家同友会	640-8158	和歌山市十二番丁60-1 デュオ丸の内2F	073-422-3782
鳥取県中小企業家同友会	683-0021	米子市石井322	0859-26-2060
島根県中小企業家同友会	690-0056	松江市雑賀町227	0852-59-5970
岡山県中小企業家同友会	700-0936	岡山市北区富田29	086-222-7473
広島県中小企業家同友会	730-0037	広島市中区中町8-18 広島クリスタルプラザ8F	082-241-6006
山口県中小企業家同友会	753-0211	山口市大内長野776-2	083-941-5741
香川県中小企業家同友会	761-0301	高松市林町2217-15 香川産業頭脳化センタービル4F	087-869-3770
徳島県中小企業家同友会	770-8056	徳島市間屋町43	088-657-7363
愛媛県中小企業家同友会	791-8057	松山市大可賀2-1-28 アイテムえひめ内	089-968-3112
高知県中小企業家同友会	781-8122	高知市高須新町1-14-6 青山ビル2F	088-882-5581
福岡県中小企業家同友会	812-0046	福岡市博多区吉塚本町9-15 福岡県中小企業振興センタービル11F	092-686-1234
佐賀県中小企業家同友会	840-0015	佐賀市木原3-15-1 (株ギョートク内)	0952-27-7856
長崎県中小企業家同友会	850-0875	長崎市栄町1-20 大野ビル5F	095-822-0680
熊本県中小企業家同友会	860-0834	熊本市南区江越2-1-7	096-379-8101
大分県中小企業家同友会	870-0888	大分市三ヶ田町3-4 ステラ・コルテ2-D	097-545-0755
宮崎県中小企業家同友会	880-0915	宮崎市恒久南3-3-2 恒吉ビル2F	0985-50-3665
鹿児島県中小企業家同友会	890-0056	鹿児島市下荒田3-44-18 のせビル201号	099-259-1070
沖縄県中小企業家同友会	901-0152	那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター 603	098-859-6205

2013. 5. 1現在